

令和4年度筑紫野市男女共同参画審議会（第2回） 会議録（要約筆記）

令和4年7月20日（水）18:00～

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 審議会等の名称 | 令和4年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第2回） |
| 2 | 開催時期 | 令和4年7月20日（水）18時00分～20時00分 |
| 3 | 開催場所 | 筑紫野市役所 第403会議室 |
| 4 | 出席者【委員】 | 原田委員、鬼木委員、斐委員、柏熊委員、笠井委員、
久保委員、片原委員、高山委員、村尾委員、瀧本委員
欠席 2名（安永委員、北岡委員） |
| | 【事務局】 | 谷、吉田、木村、嘉副、渡邊、 倉富、東 |
| | 【傍聴人】 | 0人 |

6 審議会 内容

- (1) はじめに
- (2) 報告事項
 - ①市職員意識調査結果(当初結果との比較)
- (3) 審議事項
 - ①後期プラン骨子(案)について
 - ②後期プラン体系(案)について
- (4) 事務連絡
- (5) 今後の予定
- (6) その他

開催行事（要点筆記）

●議題及び審議の内容

（会長） 第2回目の審議会をはじめめる。報告事項を事務局よりお願いします。

（事務局） 報告事項は2点。令和3年度の実施状況について、委員から質問が寄せられたが、これについては現在各課へ照会し取りまとめ中である。結果がまとまったら、委員へ報告したい。次に、市職員意識調査について、初回はいつで結果はどう変化したのかという質問だった。資料を作成して配布している。平成17年度の調査が初回である。性別役割分担意識に反対とする回答割合は、男女とも増加するなど職員の意識も変わってきている。詳細は資料を参照してほしい。

（会長） さらに詳しい結果についてなど質問があれば、事務局に出してもらいたい。では、次に審議に入る。まず、後期プランの骨子(案)について説明をお願いします。

（事務局） 後期プランの骨子(案)について説明する。

第1章に国勢調査の現状データを付け加えたい。①人口の推移(年齢3区分別割合及び総人口の推移(平成17年～令和2年))②家族類型別一般世帯数の推移(平成27年、令和2年)③女性の労働力率の推移(平成27年、令和2年)である。

第2章では、「3. プランの位置づけ」に「配偶者暴力防止法及び女性活躍推進法に基づいた計画」を加えて、「4. プランの性格」に「プランとSDGsとの関連」を追加する。

(会長) 後期プラン骨子(案)について、質問や意見はあるか。

(委員) 第1章のデータについて、女性の労働力率は家族従業者も入った数値なので、自営業とか家族従業者、雇用者の性別の割合を取ってほしい。従業上の地位別のデータが知りたい。

(会長) 事務局で検討してください。

(会長) 第3次後期プランの体系(案)について説明してもらいたい。

(事務局) 基本目標ごとに説明する。基本目標Ⅰ。表彰については、毎年の取組みとして一つの具体的事業をたてるのは実績から見ても現実的ではないと考えるが、条例に規定されている内容であり残したいと考える。表彰・行事とともに市民の意識啓発を目的とするものとして基本方向1で取り組んでいく。基本施策3に「9制度・慣習・慣行の見直しに向けた啓発」を新たに設定した。市民意識調査でも、慣行の見直しが課題であることが明らかなので、啓発の取組みを設定。また、「10メディアリテラシー向上のための啓発」は、制度や慣行の見直しも含めて情報を読み解く力をつけるということで、基本施策(1)から(3)へ移動した。「13就学前教育・保育における男女共同参画の推進」は、現行計画では11公立と12私立とを分けていたが、私立幼稚園については県の管轄で市の権限で介入が困難、単独の具体的事業として上げるのではなく、「就学前」として公立私立を一つの事業にまとめる。「14. 学校教育における男女共同参画の支援」は、現行計画の13から16まで詳細に分かれていたが、担当課からの報告を受けながら、学校現場では既に浸透している内容が多かったため統合し、さらに基本施策の(1)と(2)をまとめて、「教育現場における男女共同参画の推進」とした。

(会長) ここまでで質問、意見はあるか。では、続けて説明をお願いします。

(事務局) 基本目標Ⅱについて。

「22. DV被害者の情報保護と各種手続きへの配慮」について、DV会議は年に1回程度実施し、その後は日常的に連携している。DV会議での情報交換・連携確認も含め、一連の庁内連携として現行の27、28をまとめる。

「23. 関係機関・団体との連携によるDV被害者支援」については、要保護児童対策地域協議会は子育て支援課が中心となって開催される会議で、関係機関・団体とも連携しており、庁外連携に関するものとして現行の29と30をまとめた。

「25. あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の実施」では、様々なハラスメントが問題となっており「あらゆる」という言葉を追加した。

「26. 学校における性暴力防止対策の充実」は、福岡県「性暴力根絶条例」をふまえて「性暴力防止対策」にことばを変更した。条例の中には市での取組も求められている。

「29. 年齢に応じた性教育の推進」は、現行計画では、基本目標Ⅰの学校教育のところにある。学校教育に留まらず、広く推進されるべきであることから、基本目標Ⅱへ移動した。また、現行計画の36も大人に対する性教育のため、統合し「29. 年齢に応じ

た性教育の推進」とした。

(会長) 基本目標Ⅱについては、意見質問はあるか。

(委員) 「15. 性的少数者の児童・生徒への配慮」の生徒には大学生が含まれるのか。また、教員にも当てはまるため「教育現場における性的少数者への配慮」とすると対象が広がるのではないか。

(事務局) 学校教育は、義務教育である小学生と中学生を対象としている。それ以上の年代には「49. 性的少数者に対する配慮」で対応していきたい。

(委員) 「26. 学校における性暴力防止対策の充実」の対象は小学・中学・高校だけか。幼児は対象に含めないのか。就学前も含めるのであれば、「教育現場における」とした方が良い。

(会長) 即答は難しそうなので、ヒアリングで担当課に確認して検討してほしい。

(委員) 基本目標Ⅱの 17「年齢に応じた」という言葉に違和感がある。「ステージや環境、状況に応じた」としてはどうか。

(会長) 担当課と検討してほしい。では、基本目標Ⅲについて説明をお願いします。

(事務局) 基本目標Ⅲについて。「41. 子ども・子育て支援事業計画に沿った子育て支援の充実」は、「子ども・子育て支援事業計画の推進」という言葉が分かりにくく、表現を変えた。

「42. 男性の育児参画に関する情報提供」は、参加から参画に言葉を変えた。

(会長) 参画になると、一歩進んでいると思うけれども。

(委員) 参画は削除して、「男性の育児に関する情報提供」でもいいのではないか。

(委員) 育児より幅が広い「子育て」の方がよいのではないか。

(委員) 41 では、「子育て」という言葉になっている。

(会長) 子育てに広げるかどうかは、事業ごとのターゲットに合わせて整理が必要。

(委員) 「参加」は、主体的な感じがしない。「参画」は計画段階から加わろうというもののだが、主体は変わらないのかなと思う。

(委員) 「参加」は、他人事みたいだ。

(委員) 育児に参画となると、違和感がある。「43 男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施」のところで、講座に対しては「参加」でよいと思う。

(委員) あえて「男性の育児」としていると思うが、今は女性も子育てがわからないし、地域とのかかわりがなくて困っている人もいる。あえて男性としているのだろうけど、女性への育児教育も大事だと感じている。

(委員) それなら、親、養育者ではどうか。

(委員) あえて「男性の育児」としていると思うから大事にしないといけない項目である。

(委員) 時代の流れで、これまで男性の育児への参加が少ないので、男性と強調していると思う。

(委員) 男性が子育てをする時間がない、これまで家庭にいなかったからということもあると思うが、働き方も含めて見直していかないといけない。

(会長) ポイント1つ目は、参加から参画、さらに育児（子育て）にした方が良いか、2つ目は、育児は男だけ、女だけではない視点が大事だと思う。その中で男性にフォーカスした事業となっていけばよいのかなと思う。

- (委員) 「47. 同和地区の女性への施策の推進」は、なぜ女性なのか。具体的事業 48 も外国人女性になっている。男性だって差別されている。
- (委員) 「女性」をとると、このプランが男女共同参画ではなくて市民のプランになってしまう。
- (委員) ここは、重複した差別を受けないための取組だから、同和地区に加えて女性、外国人に加えて女性ということによる重複差別を解消していくために、「女性」としていると思う。まだ、現実には女性差別が残っていると思うので、ここはこのままがよいと思う。
- (会長) ここは残さないと、「女性」だからということによる差別が見えなくなると思われる。
- (事務局) 「女性」ということを入れている意味は、女性が社会的不利な立場に置かれる傾向にあることが前提で、ここを設けている。そこをまず解消しないといけない。
- (会長) 対象は広く一般になるが、ここの目的は女性の処遇を変えるということで「女性」という言葉は必要だ。
- (委員) 現行計画の 32 頁に文章が入っている。重複差別を受けないようにすると書いてあるので、「女性」がはいっている。すべての人になると意味が変わってくる。ここはこうした背景があるので、こうなっていると思う。女性の問題がなくなれば変えてもいいがまだ問題が解消されていないのであれば「女性」を残すべきだ。
- (委員) ハラスメントなど以前は女性に対する差別禁止だったが、今は男女になっている。
- (委員) 状況が変わっているのであれば、ここも変えるべきだが、まだ女性の立場が弱いのではないかと思う。
- (事務局) 外国人の方で、子育ての相談で窓口で相談に来られた時に、日本語が話せない人にも対応するようにしている。重複的な差別の解消のためには、まだこの取組は必要だと考える。
- (会長) 基本目標Ⅲの 7 の 2 は重複差別で女性への取組はまだ必要と考えるので、ここに掲げる。意見を出した委員の気持ちは汲んでいただいて、背景は踏まえておいてほしい。委員の皆さんの意見は、「女性」という言葉は残すということだと思う。では、次に進めたい。「49. 性的少数者に対する配慮」は、具体的にはどんな取組になるのか。
- (事務局) 4 月から、福岡県はパートナーシップ制度を始めた。法律的な婚姻ではないが、例えば、いわゆる戸籍上の男性と男性が「自分たちはパートナーです」と宣誓することによって、行政サービス等を受けられるようになった。筑紫野市においても、これから取り組むことになった。
- (委員) 例えばドイツではパートナーシップとして婚姻できるが、筑紫野市でもできるのか。
- (事務局) 日本では戸籍法で管理されているので、難しい。法律行為ではなく、この制度という仕組みを作って社会的障壁を少しでも緩和していこうという考え方だ。
- (委員) 男女しかカップルとして認められなかったのが、同性でも認められるようになったのは大事なステップだと思う。
- (委員) 市の意向は素晴らしいと思うが、この制度を知らない人が多いと思う。
- (事務局) 今年 2 月にマスコミ発表して、3 月に市町村に制度について説明し、4 月からスタートしたところだ。

- (会長) パートナーシップを宣誓して受けられる行政サービスは、限定されているのか。
- (事務局) 内容は、県や市のホームページに掲載している。福岡市、北九州市は独自にサービスを設定しているが、取組を始めた市町村は県にしたがっているところがほとんどだ。
- (委員) 20数年前に制定された性的少数者に関する条例は、多様性を認めるとなっていた。今の時代、性的少数者という言葉の表現はこれでいいのかと思う。今の時代はパートナーシップ等いろいろと認められるようになった。本当に性的少数者なのか。時代に合った言葉に変えた方がいい。
- (委員) 今は「多様性」がよいのでは。言葉は変えた方がいいと思った。
- (会長) ここは何を目的にするのかを考えることが必要だろう。
- (委員) 前はこういう表現しかなかった。20数年前から変わってきた。どこまで変えられるのか言葉の選択は難しいと思う。
- (事務局) 男と女の社会の中で男女共同参画という言葉ができてきて、今はジェンダー平等とステップをふんできている。委員が言われるのは大切な視点だと思う。国も男女共同参画という名称を使っており、そこに性的少数者も当然網羅しているという言い方をしているが、施策の中で言葉として使っている。良い悪いの議論はありながらも今は性的少数者という言葉を使っている。そこをおさえながらも今使っているのが現状である。
- (会長) 「様々な性に対する配慮」とかに置き換えるかどうか。性は、生物学的には男と女。社会的にはいろいろある。
- (委員) それなら「多様な性に対する」とか。
- (会長) 検討が必要。これは、事務局の宿題としよう。では、基本目標Ⅳに進める。事務局説明をお願いします。
- (事務局) 基本目標Ⅳについて。「52. 女性人材育成のためのセミナー等の開催又は情報提供」は、現行計画では基本方向9のまちづくりにある。地域だけでなく広く人材育成をとらえて移動した。「53. 政治分野における男女共同参画の推進」は、令和3年に法律が出来ていて地方にも取組が求められているため、新たに追加した。
- (委員) 国は何もしていないのに、やれるのか。いいことだと思うが、できるのかと思う。
- (会長) 福岡県でも条例が来年施行されるので、また変わってくるだろう。
- (事務局) 現行計画の「62. 男女共同参画の視点に立ったボランティアの育成・活動支援」は外部団体をホームページで知らせることしかできないので、52の人材育成にまとめる。現行計画「63. 環境保全活動への男女共同参画の推進」は52の人材育成にまとめる。農林業は、林業が筑紫野市にはないので、「農業」と変更。
- (会長) 基本目標Ⅳについて意見、質問はあるか。
農村ではなく農業なのか。筑紫野市は都会だから農村社会というのがなく農業なのか。
- (委員) 農村と区分する社会が筑紫野市にない。農村だけで生活ではなく兼業している。兼業で農業をやっている人というくくりではないか。
- (会長) 筑紫野市としては、農業女性に対象を絞っているのかな。
- (事務局) 会長が言われるのは、農村社会・都市部社会での分け方で話をしていると思うが、こ

ここでは、次の基本施策に自営商工業とあるように業種によるくくりで作りにこんでいるプランだと思う。

(会長) 今課長が言ったくくりになっているということで分かった。

では、次にプラン推進の施策について説明をお願いします。

(事務局) 「70. 市職員研修の実施」はいずれも市職員研修であるため現行計画の 78 と 79 をまとめるとめる。あとは言葉の変更がある。

(会長) 何か質問、意見はあるか。これですべて終わった。全体で意見はあるか。(特になし)
今後、各課のヒアリングや国・県の取組とみあわせて変更や追加もあるだろう。
本日の審議はこれで終了する。

(事務局) 来月、各担当課にヒアリングを行い、次回は 10 月下旬になる。
本日は有難うございました。

(以上)